被扶養者認定に関する用語集

① 同居

同居とは、被保険者（本人）とその家族が同じ家の中に住んでいることをいいます。同じ敷地内でも別棟の場合は、同居と認められません。

※同居なるケース

- 病院・特養・老健・療養病床と障害者施設などへの入院・入所
- 単身赴任（＊）による別居

  （＊）勤務先より単身赴任に伴う手当金が支給されている場合

※別居となるケース

- 住民票が同一の住所表記であっても世帯分離（世帯主が複数）により世帯が別になっている場合は「別居」、住民票上で同一世帯に属していても家計を共にしていない（2 世帯住宅）と確認した場合は「別居」として扱います。
- 有料老人ホームへの入所

② 家計を共にする

同居している家族が被扶養者になるには、さらに家計を共にしていなければなりません。同居していても、お互いに独立した生活を送り、食事や住まいの費用なども別々に負担していれば、被扶養者資格はありません。

③ 家族の年収

家族の年収とは、生計費に充当できる収入のことで、課税収入（給与・老齢年金・企業年金など）及び非課税収入（恩給、仕送り、雇用保険の失業給付金、傷病手当金、障害年金、遺族年金など）の全てをさします。その金額が「年収限度額」（4 家族の年収限度額 参照）を超えていれば被扶養者資格はありません。

【年収の出し方】

■ **給与収入**

月額 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）未満であれば認定可能です。

- 一時的に 108,333 円（60 歳以上は 150,000 円）を超えた場合は、直近 3 ヵ月の平均月収が 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）未満であれば引続き被扶養者認定は可能です。
- 給与、賞与とも、税控除前の総支給額が対象です。ただし、通勤交通費は除きます。
- 試用期間を含め、勤務開始日より被扶養者認定はできません。

  （勤務先で健康保険非適用であっても、被扶養者認定の理由にはなりません）
- 月額算出が上記金額を超える雇用契約を結ばれる場合は、雇用開始日から被扶養者認定は できません。

※税控除の年収の対象期間は 1 月から 12 月ですが、健保の被扶養者認定基準における年収は、今後の年間見込み額を随時算出して判断します。

■ **専従者給与収入**

前年度の確定申告書にて申告した金額

■ **年金、恩給収入**

支給金額　×　支給される回数〈年金は 6 回、恩給は 4 回〉

- 介護保険料控除前の支給金額
- 受給権が発生（変更）した時点で収入とみなします。金融機関への「振込日」ではありません。

■ **雇用保険受給**

基本手当日額　×　30 日　×　12 カ月

- 基本手当日額が扶養認定基準未満の金額（60 歳未満：3,612 円未満・60 歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障がい者：5,000 円未満）の場合は被扶養者認定可能です。
  基本手当日額が扶養認定基準以上の金額の場合は、雇用保険の受給開始前（待期・給付制限・延長中等）の期間は被扶養者として認定可能ですが、受給開始後は、扶養認定基準を満たさ
  なくなるため、被扶養者の資格はなくなります。扶養の取消し申請をお願いします。

※受給開始は、給付制限期間終了日（給付制限期間が無い場合は「待期満了日」）の翌日を意味します。
ハローワークでの「処理日」や、金融機関への「振込日」ではありません。ご注意ください。

■ **事業所得者（自営業者・農業従事者等）の年収**

健康保険法(昭 52.4.6 保発第 9 号厚生省保険局長通知)
収入がある者についての被扶養者の認定について健康保険法第一条第二項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否か
の判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとされている。

パナソニック健保の取扱い

総収入－（売上原価＋※必要経費）＋減価償却費

※確定申告の際、必要経費として認められるものに限る（青色申告特別控除は必要経費として取扱いません）

- 上記基準を 2007 年 9 月 1 日より適用する。
- 異動届に直近の確定申告書【第一表・第二表】および収支内訳書または損益計算書の写しを添付の上、ご提出願います。
- 確定申告書の写しをご提出いただけない場合は、書類不備となり扶養申請の受付はできません。
- 不承認となり再度申請される場合は、次年度の確定申告後に必要書類を全てご準備いただき、申請してください。その際、認定日は健保の書類受付日となります。
- 事情（所得 38 万円未満等）で確定申告していない方は、個人で記録している帳簿等を事業主印押印後ご提出願います。
- 事業初年度者は各自で見込み（売上・経費内訳）を別紙にご記入の上、署名・捺印のうえ、ご提出願います。

④ 家族の年収限度額

年収限度額は、60 歳未満は「130 万円未満」（月額換算で 108,334 円未満）、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者は「180 万円未満」（月額換算で 150,000 円未満）となっています。パート・アルバイトの給与収入や雇用保険の失業給付金、健康保険の傷病手当金を受給している場合は給付日数に関係なく、月額換算（手当日額×30）で判断します。しかし、年収限度額以内でも被保険者が主として生計維持していなければ、被扶養者資格はありません。

※所得税の「配偶者控除」「扶養親族控除」の年収限度額との関係
所得税で「配偶者控除」「扶養親族控除」の対象になる配偶者や扶養親族の条件は、健康保険法上の「被扶養者」の条件とは異なります。(③家族の年収　参照)

⑤ 「主として･･･」

生計費の 2 分の 1 以上を被保険者により援助されていることが必要です。その家族の収入、被保険者の収入により認定を受ける実態と著しくかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くとみなされた場合は認定されない場合があります。

⑥ 送金

別居している家族へのあなたからの送金額は、その家族を含む世帯全員の収入を上回っていることが必要です。パナソニック健保では、手渡しを認めず、毎月の送金額が確認できる金融機関等からの送金を原則としています。年 1～2 回の送金で、その額が家族の年収を超えていても、毎月の安定した生活費支援とは認められません。なお、送金方法及び金額等の申告内容が、実態と異なっていることが判明した場合、生計維持関係がないと判断し、遡って資格を喪失させる場合もあります。

⑦ 優先扶養義務者

申請対象者の「配偶者」、申請対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母・孫の場合は「両親」です。
ただし、被保険者が扶養せざるを得ない理由がある場合は、生計維持等の確認書類を提出いただき、判断いたします。
また、夫婦共同扶養の場合は、年収の多い方の被扶養者と定められています。

※**上記収入基準は一律に適用されるものではなく、あくまでも目安**であり、認定を受けようとする方の収入、当該被保険者の収入等や世帯の生計状況等から総合的に判断します。認定を受ける実態と著しくかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くとみなされる場合は認定されない場合があります。

人事院では標準的な生活の消費水準を把握するために、総務省の家計調査に基づき「都道府県庁所在都市別・世帯人員別標準生計費」を発表しております。当健保組合においても、対象家族の生計維持費が妥当か否かの判断をする際にこの「標準生計費」を考慮しています。

「標準生計費」は下記【別紙】の通り

全国都道府県庁所在都市および人事院の世帯人員数別標準生計費

―2024年4月―

－円－

区分	1人	2人	3人	4人	5人
全国	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020
札幌市	129,670	161,420	194,200	227,000	259,810
青森市	103,730	131,180	157,760	184,360	210,940
盛岡市	99,250	125,120	150,770	176,430	202,110
仙台市	112,967	145,263	177,571	209,902	242,239
秋田市	108,666	134,977	160,452	185,945	211,443
山形市	113,050	143,280	176,440	209,610	242,790
福島市	112,670	140,970	173,080	205,190	237,320
水戸市	108,014	136,622	166,571	196,542	226,516
宇都宮市	103,895	133,769	165,870	197,992	230,123
前橋市	126,930	162,940	212,430	261,980	311,390
さいたま市	153,440	194,960	233,730	272,540	311,320
千葉市	120,800	152,080	187,660	223,240	258,840
東京都	143,240	180,820	223,240	265,670	308,130
横浜市	133,950	170,550	212,030	253,520	295,020
新潟市	117,790	153,690	190,180	226,690	263,200
富山市	128,515	164,737	199,067	233,420	267,783
金沢市	124,040	155,460	190,260	225,080	259,910
福井市	105,570	133,400	160,560	187,740	214,900
甲府市	122,630	150,910	181,130	211,390	241,650
長野市	109,160	140,540	172,640	204,750	236,860
岐阜市	111,680	141,430	176,770	212,160	247,530
静岡市	115,449	146,940	179,264	211,611	243,966
名古屋市	110,640	141,810	178,990	215,450	252,270
津市	91,570	115,550	144,220	172,910	201,580
大津市	129,890	166,690	215,320	263,980	312,660
京都市	146,050	178,410	207,920	237,440	266,980
大阪市	112,980	140,790	170,360	199,970	229,570
神戸市	102,160	127,980	158,140	188,330	218,530
奈良市	114,070	141,810	172,350	202,900	233,440
和歌山市	98,651	122,472	148,535	174,616	200,701
鳥取市	114,650	144,090	174,570	205,140	235,640
松江市	127,210	160,920	187,080	213,250	239,440
岡山市	127,670	157,810	186,550	215,330	244,110
広島市	121,945	159,199	193,030	226,880	260,744
山口市	103,827	132,140	164,318	196,520	228,727
徳島市	116,070	145,720	180,620	215,540	250,490
高松市	118,017	149,662	182,183	214,726	247,279
松山市	90,210	112,120	138,520	164,940	191,360
高知市	115,770	146,630	180,410	214,230	248,050
福岡市	125,200	158,020	189,230	220,430	251,660
佐賀市	106,080	136,330	173,060	209,780	246,550
長崎市	118,380	158,630	195,190	231,770	268,390
熊本市	135,264	171,762	214,157	256,617	299,010
大分市	111,910	142,090	175,990	209,910	243,850
宮崎市	107,880	137,970	168,250	197,590	227,420
鹿児島市	92,970	117,000	144,500	172,030	199,560
那覇市	122,090	151,420	181,130	210,850	240,590

資料出所：人事院（全国）、各都道府県人事委員会

［注］東京都は特別区および市町村を含む。